

# ひた

広報ひた  
No.1080

2014  
4.1



## CONTENTS もくじ

- |    |                 |    |                                   |
|----|-----------------|----|-----------------------------------|
| 02 | 平成26年度施政方針      | 24 | 狂犬病予防注射                           |
| 04 | 平成26年度当初予算      | 25 | まちの話題                             |
| 06 | 平成26年度の主な事業と予算額 | 28 | 咸宜園コラム<br>／食生活改善推進員さんのおすすめレシピ     |
| 08 | 自治基本条例          | 29 | 図書館に行こう                           |
| 13 | “キアラ”第4期生募集     | 30 | 4月のお誕生日おめでとう<br>／児童館・支援施設の4月の主な催し |
| 14 | 議会基本条例          | 32 | 天ヶ瀬温泉まつり／市長コラム                    |
| 16 | 市政情報ピックアップ      |    |                                   |
| 18 | くらしの情報／人権コラム    |    |                                   |
| 22 | 定期予防接種          |    |                                   |

## 表紙

子どもフェスティバル  
3月16日パトリア日田で子どもフェスティバルが開催され、約500人の親子連れが訪れました。子供たちは、市内の高校生ボランティア30人と一緒に紋切り遊びや発泡スタンプなどに夢中になって取り組んでいました。

## 市政執行の基本方針

本年度は、昨年の12月議会で承認を受けました「自治基本条例」のスタートの年になるとともに、市町村合併後10年を迎える節目の年でもあります。

日田市として大きな転換のときを迎え、これからはより一層、市民の皆さんが心を一つにして、希望が持てる未来を切り開く覚悟とチャレンジ精神あふれる行動が必要と考えております。

また、私は市長就任前から「市民参加の開かれた市政を目指し、自治の在り方を見直す」ことを公言してまいりましたが、市政は市長や行政だけで行うものではありません。

特に合併後10年を経過した27年度以降は、財政的にも一層厳しくなることが予想され、このことは市民の皆さんにも理解していただき、一緒に知恵を出し、汗を流し、これからのまちづくりを共に担っていただきたいと思っております。

このようなことを踏まえまして26年度は、正に大きな変革の年であり、日田市が一つのまちとして再スタートを切るという意味で、「イノベーション（改革）元年」と位置付け、市政執行にあたりましては、昨年度掲げました6つの重要課題に、日田市の現状や新たな課題等を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。

## 6つの重要課題

### 1 水害からの早期復旧と復興

25年度は、24年7月の九州北部豪雨による災害の早期復旧及び復興を市の最優先課題と位置付け、重点的に予算を配分し取り組みましたが、資材や作業員、重機等の不足などにより、特に農業関係の復旧工事が一部発注できない状況がありました。

26年度においては、花月川、有田川の河川激甚災害対策特別緊急事業や、夕田橋、秋原橋、日掛橋の架け替え事業など、国や県の主体事業を除き、道路や河川、農地や林道などの市所管の災害復旧工事は、全て完了させる予定です。

### 2 市民参加による

#### 開かれた市政の実現

20年度から取り組んできました「自治基本条例」が、4月から施行されます。

この自治基本条例の主旨は、「まちづくりの主体は市民である」とこと「参画と協働によるまちづくり」です。このようなまちづくりをこれまで以上に進めていくため、私と市民による「いっしょに考えん会」や、市の幹部職員による「出前懇談会」を引き続き開催するとともに、特に26年度は、私自身が積極的に地域に出向き、皆様のご

意見を伺います。

市民の手による地域振興に関しては、これまでの行政による財政的支援に加え、自ら財源を確保する手段の一つとなるよう、ふるさと納税「水郷ひた応援基金」の制度を大きく見直します。

### 3 将来を見据えた

#### 行財政改革の推進

合併による財政的な優遇措置の期限が26年度で終了することから、その後は大変厳しい財政状況が予想されるため、「第4次行政改革」を着実に実行します。

具体的には、各種事業や施策をこれまで以上に精査するとともに、補助金や交付金等も抜本的に見直すなど、将来を見据えた持続可能な行政運営と行政サービスの維持、さらには市民にとって希望が持てる施策を推進するなど「選択と集中」による市政運営を進めます。

また、「日田市定員管理計画」等に基づき、適正な職員数と人員配置に努めるとともに、「公共施設等総合管理計画」の策定に着手し、行政財産の効率的活用を図ります。

なお、パトリア日田については、4月から指定管理者制度を導入し、市民目線に立った適正な管理と効率的運営を図ります。

また、日田市土地開発公社は25年度に解散しましたが、代物弁済として市が引き継いだ用地は、市の財産として積極的な活用を図りま

す。さらに、その他の第3セクターについても、民営化を含む見直しに本格的に着手します。

### 4 人がいきいきと輝く

#### 日田の創造

産業の振興は、市の活力を生み出す源であり、経済の活性化は必要不可欠です。

そのため、本市の基幹産業の一つである林業・木材産業の振興を図る指針となる「新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン」を策定し、各種施策を打ち出します。



2月26日開会の平成26年第1回市議会定例会で原田市長が平成26年度の施政方針を述べました。

ウッドコンビナート内に、良質な乾燥材の増産を目的とした乾燥材生産の拠点となる施設の整備が決定しました。また、土地の長期貸付制度を設けたことに伴う問い合わせもあることから、今後の企業誘致につなげます。

農業の振興に関しては、「足腰の強い儲かる農業」を目指します。

まず、6次産業の推進を図るため、生産から加工、流通に至るまでの仕組みの構築とともに、加工工程の効率化、コスト削減を目指すための設備改修などを行います。

さらに、水田を活用した、輸入飼料に代わる家畜飼料を生産する、いわゆるホール・クロップ・サイレージを基軸とした水田農家と畜産農家の連携による日田式循環型有機農業を推進します。

一方、25年度から実施している「実践型地域雇用創出事業」は、事業内容の更なる充実を図ることで、地域経済の活性化と就業機会の拡大につなげます。

パトリア北側の空閑地を活用した「市街地中心部賑わい創出事業」は、活用策の案を基に、市街地の活性化や市民生活の向上に向けた検討を行い、また、中央公民館を活用した複合文化施設を整備する事業については、市民の皆様のご意見を伺いながら、具体的な計画づくりを進めます。

### 5 安心して暮らせる

#### 日田づくりの推進

24年7月の大水害のような天災が発生しても、市民の安全を守り、安心して暮らせるための防災対策が極めて重要であり、そのため25年度に改訂した「地域防災計画」に基づき、災害時の市民への情報伝達を迅速、確実に行うとともに、自主防災組織による「共助」の取組を更に強化するための施策を行います。

また、乳幼児から高齢者までが健康的な生活が送れるよう健康づくりの機会の提供を行うとともに、疾病そのものを予防する「一次予防」を促進します。

現在、作業を進めている「子育て支援事業計画」は、26年度中に策定し、安心して子育てができる環境整備に努めます。

一方、学校現場においては、子供たちが安心して学び、育つ環境を整備するため、大山小中学校校舎、屋内運動場及び東溪中学校校舎の建て替えなど、施設の計画的整備を行うとともに、小中学校施設の耐震補強工事は26年度で全て完了し、新たに非構造部材の耐震化事業に取り組みます。

### 6 水郷ひたの

#### 水と森づくりの推進

水郷ひたの清流を後世に残すため、定期的な水質検査の実施に加え、

新たに市民参加による水質等の調査を行い、河川環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、水質保全や市民、事業者の意識改革を図るための条例制定に向けた取り組みを行います。

また、本市の貴重な資源である森林の保全や木質バイオマスの多様な活用策は、森林・林業の振興ビジョン策定の中で具体的に検討します。

さらに、「大山ダム水源地域整備計画」に基づく、田来原美しい森づくり公園については、健康と森づくりをテーマとして整備を進めます。以上6つの重要課題を重点に、26年度の市政に取り組んでまいります。

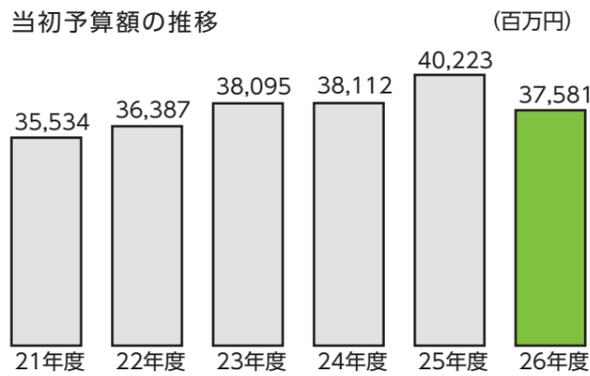
自治基本条例を「まちづくりのバリエーション」として市政運営に努める。

平成26年度は、日田市が大きく変わろうとするターニングポイントの年になるかと思えます。

私は、就任当初から「市民の市民による市民のための日田市政」の確立を目指し、市政運営に取り組んでまいりましたが、その成果が問われる年でもあり、また、私自身にとりまして、市長として1期4年の仕上げの年でもあります。

そのため、6つの重要課題を柱に、着実に業務を遂行し、第5次日田市総合計画に掲げた将来都市像「人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市」の実現を目指し、勇気と情熱をもって市政運営にまい進してまいります。

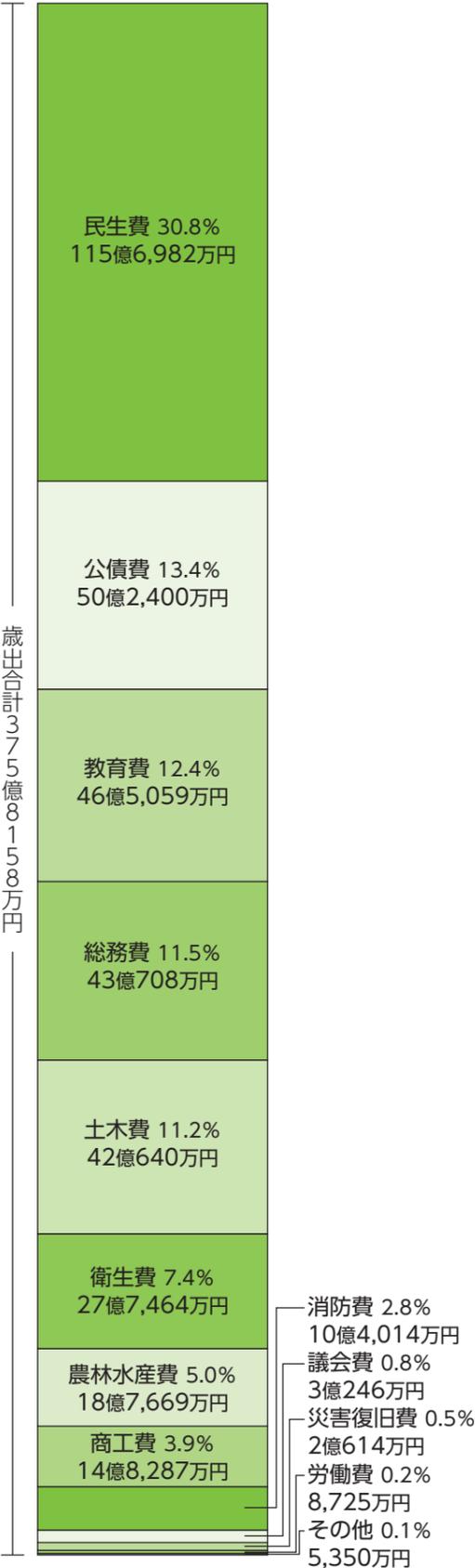
会計名称		予算額
特別会計	国民健康保険	92億7,512万円
	後期高齢者医療	8億4,804万円
	介護保険	66億7,771万円
	診療所事業	1億8,573万円
	簡易水道事業	6億986万円
	給水施設事業	1,609万円
	公共下水道事業	20億8,505万円
	特定環境保全公共下水道事業	3,598万円
	農業集落排水事業	2億3,098万円
	住宅新築資金等貸付事業	311万円
水道事業	情報センター事業	5億8,427万円
	収益的収入	10億4,947万円
	収益的支出	8億451万円
	資本的収入	5億6,778万円
	資本的支出	14億5,162万円



用語説明

- [一般会計]行政運営の基本的な事業を経理する会計
- [特別会計]特定事業に限定した収支を経理する会計
- [地方交付税]どこの市町村も一定水準のサービスが提供できるように、国から交付されるお金
- [地方譲与税]国が徴収した自動車重量税等から市へ配分され交付されるお金
- [市債]市が大きな事業をするときに国や銀行等から借りのお金。市の借金
- [国庫(県)支出金]市が行う事業に対して国(県)から交付されるお金
- [分担金及び負担金]一定の事業で特定の利益を受ける人に負担してもらうお金
- [繰入金]基金として積み立てていたお金などを取り崩して収入とするお金
- [扶助費]高齢者や児童などに対して行う様々な支援に要する経費
- [普通建設事業費]公共施設の新・増設などに要する経費
- [人件費]職員や特別職の給与、議員の報酬など
- [物件費]賃金、旅費、施設の維持管理などに要する経費
- [公債費]市の借入金の元金及び利子の償還に要する経費
- [補助費等]補助金の交付や負担金の拠出に要する経費

一般会計 歳出 目的別グラフ



平成26年度

# 当初予算

平成26年第1回市議会定例会で議決された平成26年度当初予算の概要についてお知らせします。

前年度に比べ  
26億4,223万円の減少

平成26年度一般会計当初予算は375億8,158万円となり、前年度と比較して26億4,223万円減少しました。

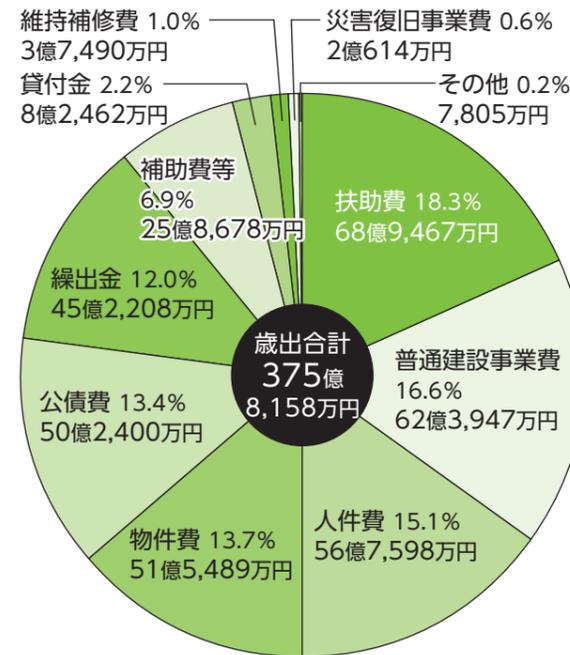
今年度は、平成27年度以降に地方交付税の優遇措置が削減されるなど、今後の厳しい財政状況を踏まえて、実施計画の策定を通じ、臨時的な事業の計画的推進を図るとともに、経常的経費には予算要求段階でのシーリング(上限枠)を設けた予算編成を行いました。

歳入では、地方税や地方交付税などの一般財源の確保に努め、また、地方消費税率の引上げによって増加する地方消費税交付金については、社会保障施策に要する経費に充てます。

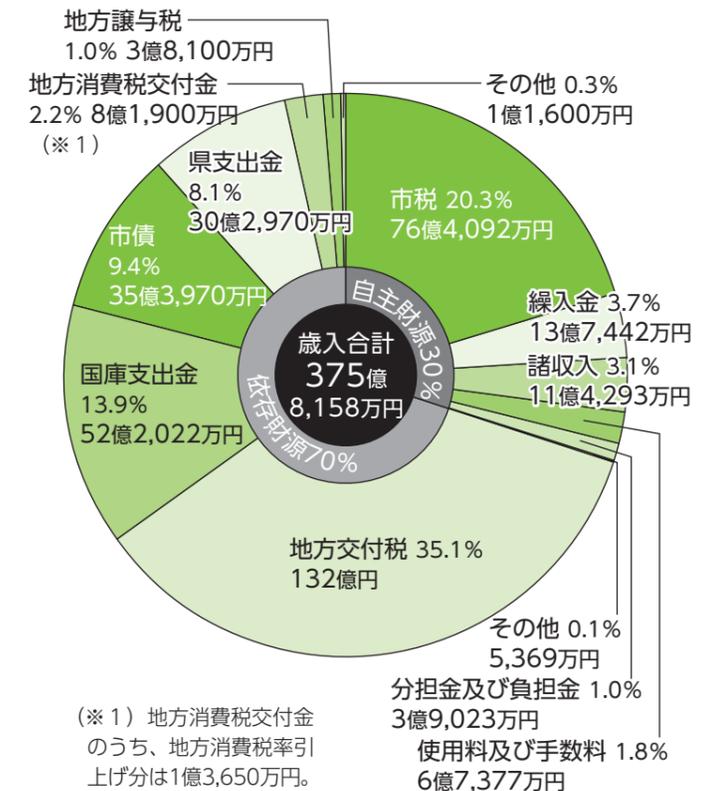
歳出では、消費税率の引上げによる住民生活への影響を緩和するため、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)や子育て世帯の消費の支えを図る観点から子育て世帯臨時特例給付金給付措置を行うとともに、地域経済への対応として、地域生活道整備事業や小中学校の校舎建設などの普通建設事業費に前年を大きく上回る予算措置を行いました。

財政課 財政係  
☎ 8634 (市役所4階)

一般会計 歳出 性質別グラフ



一般会計 歳入



平成26年度

# 主な事業とその予算額

4・5ページでお伝えした平成26年度当初予算に基づき、本年度も多くの事業（取組）が実施されます。その中でも特に最重要課題として取り組んでいく事業を抜粋して紹介します。

※赤字は新規事業。

## 1 水害からの早期復旧と復興

▼農地及び農業用施設災害復旧事業（24年災） / 3827万円  
 ▼林地及び林業用施設災害復旧事業（24年災） / 7717万円  
 平成24年7月の豪雨災害で被災した農地や農業用施設、林道、作業道の復旧を行う。



## 2 市民参加による開かれた市政の実現

▼ふるさと納税（水郷ひた応援基金）促進事業 / 319万円  
 寄附者に市の特産品を贈呈するなど、ふるさと納税「水郷ひた応援基金」制度の見直しやPR等に取り組む。

## 3 将来を見据えた行財政改革の推進

▼公共施設等総合管理計画作成事業 / 1076万円  
 ▼自主防災組織活性化事業 / 280万円  
 自治会等の防災備品購入や訓練に対する補助を行い、自主防災組織の活性化を行う。

▼災害備蓄拠点整備事業 / 100万円  
 災害発生時に必要な資機材や避難時の食料などの備蓄品の消費期限等を考慮し、計画的な更新を行う。

▼防災士養成事業 / 42万円  
 自主防災組織に地域防災のリーダー的役割を担う防災士を配置するとともに、研修会を実施し、自主防災組織の活性化を図る。



▼小中学校校舎等新增改築事業 / 18億6579万円  
 校舎等の改築等（三芳小・咸宜小・東溪中）と小中一貫校（津江・大山）の新設等を行う。  
 ▼小中学校屋内運動場非構造部材耐震対策事業 / 1231万円

各種公共施設の総合的かつ計画的な管理計画を作成し、存廃を含めた再編を進め、行政財産の効率的活用を図る。

## 4 人がいきいきと輝く日田の創造

▼市街地中心部賑わい創出事業 / 1579万円  
 市民ワーキンググループによる活用策の案を基に市街地中心部の有効活用のための基本計画策定を行う。



▼実践型地域雇用創出事業 / 1671万円  
 地域経済の活性化や雇用機会の創出を目的に設立された日田市雇用創出協議会への支援を行う。

▼つえエーピー加工施設整備事業 / 1396万円  
 株式会社つえエーピーの加工施設、機械等の整備に対して補助を行う。

▼屋内運動場（小学校：日限・若宮・光岡・朝日・三和・小野、中学校：東部・南部・北部・戸山）の非構造部材耐震化の実施設計及び光岡・朝日小学校の大規模改修の実施設計を行う。



## 6 水郷ひたの水と森づくりの推進

▼市有林活用モデル事業 / 1801万円  
 市有林の一部を間伐し、スパイスの森づくりとして林間わさびほ場の整備を行う。また、森づくり大会の開催などにより、市有林への植樹を行う。



▼新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン策定事業 / 800万円  
 林業・木材産業の振興を図るための指針となる「新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン」を策定する。



▼木質バイオマス利用促進 総合整備事業 / 2億250万円  
 日田資源開発事業協同組合による木くずだきボイラー等の施設整備や協同組合KD日田による乾燥機等の導入に対する補助等を行う。

▼ウッドコンビナート 2工区森林等再生整備 / 1億6075万円  
 ウッドコンビナートの第2期計画地の工事中に伴い、地権者会との原状回復等に対する合意書に基づき、農地や森林等の整備を行う。

▼大山ダム水源地域整備 / 7億9679万円  
 大山ダム水源地域整備計画に基づき田来原公園（大山町）の整備を行う。



▼河川水質向上対策事業 / 565万円  
 定期的な河川水質検査の実施に加え、市民参加による水質等の調査や清流保全の条例整備に向けた取組を行い、河川環境保全に対する意識の高揚を図る。

▼浄化槽設置補助事業 / 3491万円  
 生活環境の整備及び河川の水質保全のため、公共下水道事業計画区域外等における合併浄化槽設置者に補助を行う。

【問合せ】  
 財政課財政係  
 ☎08634（市役所4階）



## 5 安心して暮らせる日田づくりの推進

▼子ども・子育て支援新制度対策 / 1278万円  
 市民の子ども・子育て支援に係るニーズを把握し、新制度開始に向けた事業計画の策定等とともに、新制度に基づく施設入園手続の周知のためのフォーラムを開催する。

▼子ども医療費助成事業 / 1億8981万円  
 中学生までの子供に係る医療費を助成し、子供を養育している家庭に対する経済的支援を行う。



# 日田市自治基本条例を施行します

今月（4月1日）から、日田市自治基本条例が施行されました。  
この条例は、「まちづくりの主体は市民である」と「参画と協働によるまちづくり」を主旨としています。  
今月号から日田市自治基本条例の全文を紹介し、各条文について説明します。  
自治基本条例は、前文と8章29条で構成されています。  
今回は、前文から第2章「市民の権利及び責務等」までについて説明します。

## 前文

私たちのまち日田市は、阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山で育まれた豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれ、山紫水明の豊かな自然に満ち溢れたまちです。  
また、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝にあり、江戸時代には幕府直轄地である天領として繁栄してきました。当時、廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」では、個性を尊重する教育が行われ、優秀な人材の輩出に貢献した文教のまちでもあります。  
このように、先人が守り育ててきた素晴らしい自然、歴史、文化に満ちたこのまちに、私たちは、誇りと責任を持ち、これらをより発展させ、次世代に引き継いでいくとともに、互いの人権を尊重し、みんながしあわせを感じることが出来る住みよい地域社会の構築を進めていかなければなりません。  
そのためには、市民、市議会及び市長等がそれぞれの責任や役割を認識するとともに、互いに協力しながら、よりよいまちづくりに取り組むことが大切です。  
よって、ここにまちづくりの主体は市民であるという理念のもとこの条例を制定します。

## 〈解説〉

前文は、この条例の制定にあたって、自治（＝自らのことを自らで行うこと）の基本的な考え方を明らかにするとともに、まちづくりの主体は「市民」であるという理念の下、市民や市議会、市長等が共に手を携えてまちづくりを行っていくという決意を表明するものです。

## 第一章 総則

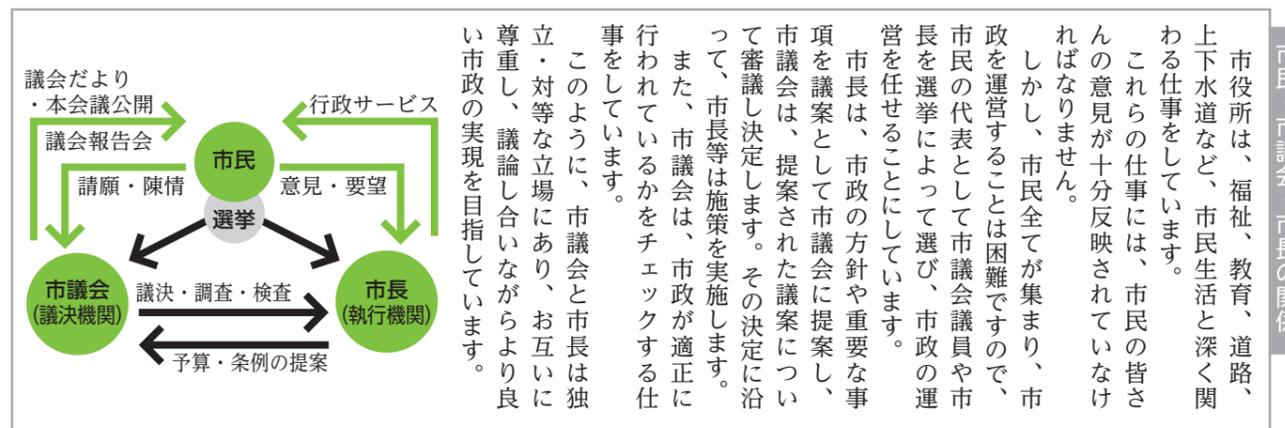
### 【第1条（目的）】

この条例は、市民の権利及び責務、市議会及び市長等の責務を明らかにし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

## 〈解説〉

第1条は、この条例で規定している内容の概要を示すとともに、条例の目的を定めています。  
この条例の目的は「市民を主体としたまちづくりの実現を図ること」です。  
その目的を実現するために、市民や市議会、市長等の責務等を明らかにし、「自治」の基本原則や市政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民や市議会、市長等がお互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、「市民一人ひとりが誇りを持って、安心してしあわせに暮らすことができる、市民主体のまちづくり」の実現を目指すことを規定するものです。

## 市民・市議会・市長の関係



政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民や市議会、市長等がお互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、「市民一人ひとりが誇りを持って、安心してしあわせに暮らすことができる、市民主体のまちづくり」の実現を目指すことを規定するものです。

【第2条（条例の位置付け）】  
この条例は、本市における自治及び市政運営の基本的な事項に関する最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 市議会及び市長等は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。市政運営上の必要な計画を策定する場合も同様とする。

〈解説〉  
第2条は、日田市の例規体系における、この自治基本条例の位置付け等について定めています。

### 【第3条（定義）】

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいふ。

- ア 市内に住所を有する者（以下「住民」という）
- イ 市内に通勤又は通学をする者
- ウ 市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人又は法人その他の団体
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び当該執行機関の事務等に従事する職員をいう。
- (3) まちづくり 住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう。
- (4) 市民参画 市の政策立案等の過程において市民が主体的にかかわることをいう。
- (5) 協働 まちづくりにかかわる多様な主体が地域の課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で連携し、協力することをいう。
- (6) 地域コミュニティ 自治会、子ども会、老人会その他の地域住民で自主的に構成され当該地域に関する組織等をいう。

## 〈解説〉

この条例の解釈にあたり、重要な用語を掲げ、その言葉の意味を明らかにしています。



【第4条(自治の基本原則)】  
この条例の目的を達成するため、本市の自治は、次の各号に掲げる基本原則に基づいて行うものとする。

- (1) 市民がまちづくりの主体であり、市議会及び市長等は市民の自主性を尊重し、その取組を支援すること。
- (2) 年齢、性別等を問わず、市民参画の機会が保障されること。
- (3) 市民、市議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有するため、互いに情報提供に努めること。
- (4) 市議会及び市長等は、市政について分かりやすく説明すること。

△解説△

第1条に定める目的を遂行するために、市民や市議会、市長等がまちづくりを進めるにあたっての基本的なルールとして、4つの原則を定めています。

第1号では、まちづくりの主体は「市民」であることを規定しています。

まちづくりの主体は市民であることから、まちづくりに市民が積極的に関わっていくことを期待するものですが、一方で強制されるものではないことから、自主性を

果たす「責務」として、まちづくりに関する市民の責務について定めています。

第1項では、市民のまちづくりに対する責務について規定しています。

地域のことを一番知っている市民の視点や協力がなければ、地域の様々な課題を効果的に解決していくことは困難であり、そのため、市民

尊重した上で、市議会や市は、その取組を支援しなければなりません。

「支援」とは、「自分でできることは自分で行う。(Ⅱ自助)それができない場合には、地域で行う。(Ⅱ共助)そして、最終的には行政が責任を持って行う。(Ⅱ公助)」といった補完性の原則に基づいて支援することです。

第2号では、市民参画について規定しています。

第5条に規定されているように、市民はまちづくりに参画する権利を有していますので、年齢や性別などに関わりなく、多くの市民が市政に参画する機会が保障されなければなりません。

第3号では、情報の提供について規定しています。

市民がまちづくりに参加するには、市政に関するあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが重要であり、そのためにも、市民や市議会、市長等の三者が等しくまちづくりに関する情報を共有することを原則としていることから、互いに積極的に情報提供に努めなければなりません。

第4号では、市議会や市長等の説

はまちづくりの主体が市民であるという自覚が必要です。

また、まちづくりに当たっては目の前のことだけに捉われるのではなく、次の世代のことも考慮しなければならぬことを定めています。

第2項では、市民の参画に対する責務について規定しています。

市民が、まちづくりに参画するにあたっては、まちづくりに関わる互いの立場や意見を尊重することが大切です。また、個人の利益だけではなく地域全体の利益を考慮した責任ある発言や行動をしなければなりません。

第3項では、「共助」について規定しています。自治の基本原則である「自助・共助・公助」の考え方から、まずは市民同士での話し合いをすること(共助)の重要性を表しています。

【第7条

(地域コミュニティの役割等)】  
地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。

2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

明責任について規定しています。

まちづくりを市民の参画と協働によって進めるためには、市民や市議会、市長等が強い信頼関係で結ばれ、合意形成を図ることが必要です。

そのため、市議会及び市長等は、市政に関し、様々な場面で説明責任(アカウンタビリティ)を果たさなければなりません。

第二章 市民の権利及び責務等

【第5条(市民の権利)】

市民は、日本国憲法及び法令により定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。

- (1) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利
- (2) 市政運営に関する情報を知る権利

△解説△

市民の権利は、日本国憲法などで保障されている国民の権利などを有することは当然のこととして、ここでは、市民主体のまちづくりを推進していくための市民の基本的な権利を明らかにしたものです。

第1号では、市民が、まちづくりに対して「参画」「意見の表明」「意見の提案」を行う権利があることを定めています。

3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感をえられるよう努めるものとする。

4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。

5 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。

△解説△

ここでは、地域コミュニティの役割などについて規定しています。

第1項では、自治の担い手の一つである自治会などの地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域の発展に向けて努力することを規定しています。

第2項では、市民の地域コミュニティ活動等への参加について規定しています。

地域コミュニティへの加入を市民に強制することはできませんが、自治会は、防災や防犯、子供や高齢者の見守り活動、地域の生活環境の維持改善など、公共的な課題を解決していく重要な役割を

第2号では、市政運営について「市民の情報を知る権利」を規定しています。

この条例の第4条第3号で情報の共有化を自治の基本原則としていますが、この「情報を知る権利」は、その「情報の共有化」を図るための重要な権利です。さらには、この「情報を知る権利」の保障こそが、市民等がまちづくりや市政運営に参画し、市長等と協働してまちづくりを行うための前提条件となります。

【第6条(市民の責務)】

市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、次の世代のことも考え、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、互いに尊重しながら、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題の解決に向かうよう努めるものとする。

△解説△

市民には、権利があると同時に責務もあります。

ここでは、法的な「義務」として強制するのではなく、自らの責任

担っていることから、このような地域コミュニティに市民が積極的に加入し、また、その活動に参加することの重要性を表しています。

第3項では、地域コミュニティに市民が積極的に参加できるよう、地域コミュニティも活動状況(活動時の写真)や総会資料(決算など)を公開し、住民の理解と共感が得られるよう努めなければならないことを規定しています。

第4項では、地域コミュニティが、継続的かつ活発的に活動を行っていくために、地域住民が参加しやすくなるよう、例えば、広報誌を発行したり、イベントへの参加を呼び掛けるなどの取組の必要性を表しています。

第5項では、市長等は、地域コミュニティ活動の推進のために、必要に応じて財政支援や情報提供等、活動に対する支援策を講ずることを定めています。

ひた女性人材育成倶楽部“キアラ”ステップアップ版 第4期生募集

# 地域で輝く女性のための “自分磨き”講座

“キアラ”とは、イタリア語で「光り輝く」という意味です。  
「女性力」や「人間力」を磨き、自分自身をプロデュースしてみませんか。

◎こういう人におすすめ



講師



佐藤敬子さん（別府大学准教授）  
大学卒業後、横浜市で公立中学校教諭として勤務。平成4年から大分県の教育行政に携わり、全国各地でキャリア教育や女性教育などの講演会・研修の講師を務める。情報誌の連載を始め、ラジオ番組にもレギュラー出演中。楽しく分かりやすいお話で多方面において活躍中。

募集要項

- [対象] 市内在住の20歳以上65歳以下の女性
- [開催期間] 5月～10月（全6回）午後7時～9時
- [開催場所] 日田市役所
- [参加費] 無料
- [定員] 20人程度（抽選）
- [申込方法]

過去のキアラ受講生も応募できます

- ①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号（昼間に連絡が取れる番号）を明記し、電話・ファックス・メール・直接持参のいずれかの方法でお申し込みください
- [申込期限] 4月23日(水)必着
- [問合せ] 市民活動推進課活動支援・男女共同参画推進係（市役所2階）  
☎②7515 ☎②2210  
✉katsudo@city.hita.oita.jp

※各振興局・振興センターでも受け付けます。  
※内容等は一部変更になる場合があります。

年間スケジュール

第1回 5月15日(木)	“なりたい私”をかなえる講座 ～「自分力」を付ける一年に～
第2回 6月19日(木)	私はスーパーマン ～仕事と家庭 両立の先にあるもの～
第3回 7月	私の「キャリア」は私がプロデュース！ ～仕事で求められる“私”とは～
第4回 8月	頑張る自分の味方を見付けよう！ ～私以外の人々から見る世界～
第5回 9月	私の「弱み」は私の「強み」 ～リードしていくスキル～
第6回 10月	チャレンジし続ける意味 ～「学び」を「アクション」に～



【第8条（子どもの権利等）】  
子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。  
2 子どもは、それぞれの年齢に応じた、まちづくりに参加するよう努めるものとする。  
3 市民及び地域コミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。  
4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。  
5 市長等は、咸宜園教育の理念を生かすとともに、教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。

成に努めるものとする。  
〔解説〕  
第8条は、「子ども」も当然「市民」に含まれますが、「子ども」は、将来の自治の担い手であることから、あえて「市民」とは別に「子どもの権利」や「子どもに対して、市民や行政などが果たすべき役割」などについて定めています。  
第1項では、子供には参政権はありませんが、子供も「まちづくりに参加権」を持っていることを明らかにしています。  
第2項では、子供も地域の祭りやボランティア活動に参加するなど、それぞれの年齢に応じたまちづくりに関する役割があることを表しています。  
第3項では、子供が、将来の日田市を担うことはもちろん、この地域から羽ばたいて、将来の日本、さらには世界で活躍するよう人材になることを願い、市民や地域コミュニティが、子供たちの健全育成や安全の確保に努めることを表しています。  
第4項では、子供たちの考えも参考にしながらまちづくりを行う

ことが、これからの時代には必要であると見え、そのための仕組みづくりに取り組んでいくことを表しています。  
第5項では、子供の教育や健全育成について規定しています。  
本市の先哲である廣瀬淡窓が開いた私塾「咸宜園」での教育理念を学校経営に生かすこと、また、学校校舎の建替えや教室にエアコンを設置するなど、子供たちが学びやすい環境の充実を図ること、さらに、子育て支援として子ども医療費の助成を行うなど、子供たちの学ぶ環境、遊ぶ環境、子供を産み育てやすい環境などを整備し、子供の健全育成に努めなければなりません。  
ここで言う「咸宜園教育の理念を生かす」とは、当時の咸宜園で行われていた教育方法のうち、「敬天」「咸宜」「治めて後、学ばせる」という理念を、現在の教育現場において、その理念を学校経営の中に取り入れるということです。  
「敬天」とは、天を畏れ敬うという淡窓独自の発想で、正しいことをすれば天に報われるという考えです。淡窓は、その実践として一万の善（良い行い）を積むこと

を目標に「万善簿」に自分の日常の行動を善行と悪行に分けて記録しました。  
塾名の由来である「咸宜」とは、「咸く宜し」（全てのことによろしい）という意味で、個に応じたきめ細やかな指導を行ったものです。  
最後に「治めて後、学ばせる」とは、学びに向かわせるには、まず生活を整えることが大切であるという考えを説いたものです。  
このような理念を生かし、日田市の小中学校では各学校が創意工夫して、確かな学力を育成するとともに、豊かな人間性や社会性を育てる特色ある学校教育活動を行っています。  
5月1日号では、日田市自治基本条例の第3章「市議会の責務等」から第5章「市政運営」までを詳しく解説します  
【問合せ】企画課政策企画係 ☎②8227（市役所6階）

# 議会基本条例を制定!

市民とともに歩む議会を目指して

日田市議会は、本年3月定例会で議会基本条例を制定しました。  
議会改革特別委員会での議論やパブリック・コメント、議会基本条例(素案)の市民説明会を実施し、市民の皆さんからの意見や提案を踏まえ、全会一致で可決しました。



## 議会活動の基本原則

- ・公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。
- ・市民に対し、議会活動の情報公開及び情報発信に努めます。
- ・市民の意思を市政及び議会活動に反映させるよう努めます。
- ・市長及びその他の執行機関の市政運営を監視します。
- ・市政に対し、政策立案又は政策提言に積極的に取り組みます。

した場合、迅速かつ的確に対応するための体制を整備します。

- ・本会議等の原則公開(第7条)  
これまで委員会等の傍聴については議長等の許可が必要でしたが、今後は、特別な事由がない限り公開とします。
- ・請願・陳情者の意見陳述(第7条)  
請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、特別な事由がない限り、提出者が直接説明を行うことができるようになります。
- ・議会報告会(第7条)  
議案等の審議経過や結果について、市民に対し報告や意見交換を行います。
- ・一問一答方式及び反問権(第8条)  
一議員から市長等に対する一般質問等は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答の方式で行います。また市長等は、議長等の許可により、質問した議員に対して逆質問ができるようになります。
- ・政策研究会の設置(第13条)  
政策に関して議員相互の自由な討議を行い、政策の立案や提言を行うため、政策研究会を設置します。

- ・危機管理(第6条)  
大規模災害等緊急の事態が発生



※議会基本条例の詳しい解説は、市議会ホームページをご覧ください。

議会基本条例は、なぜ必要なのか

議会は市長に対し、政策の立案や事務執行の監視・評価などを行っています。また、市長は議会に対し、施策や予算の提案などを行っています。こういった議会と行政又は市民との関係や議会の責務などを明確化し、議会が取り組む基本的な姿勢を明示するものが議会基本条例です。

そして、多様化する市民ニーズを的確に把握した政策提案、積極的な情報公開、公平性、公正性及び透明性の確保、政策活動への市民参加の推進、議会・議員活動を支える体制の整備などの取組を今後も持続的に進める必要があります。

そのため、議会及び議員が果たさなければならぬ役割等の基本的事項を定め、その使命の達成に向けて全力で取り組むことを決意し、この条例を制定しました。



## 議会報告・意見交換会を開催

日田市議会では、議員が地域の皆さんに直接お会いし、議会の活動等について報告するとともに、皆さんの意見や提言をお聞きするため、議会報告・意見交換会を開催します。  
多くの皆さんの参加をお待ちしています。

### □内容

- ・市議会の仕組み
- ・3月議会(新年度分)の結果報告
- ・議会基本条例の概要
- ・意見交換

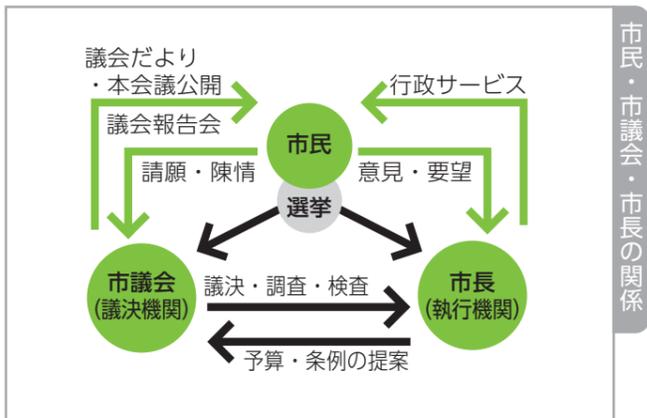
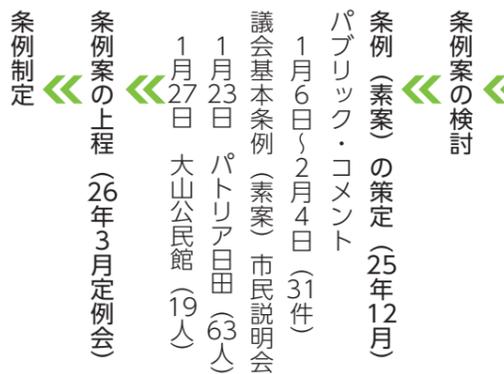


開催日	会場
4月21日(月)	成宜公民館、桂林公民館、若宮公民館
4月23日(水)	光岡公民館、朝日公民館、小野公民館
4月24日(木)	三芳公民館、大鶴公民館
4月25日(金)	高瀬公民館、三花公民館、西有田公民館
4月28日(月)	五和公民館
4月30日(水)	日隈公民館、東有田公民館、夜明公民館、上津江公民館
5月2日(金)	前津江公民館、中津江公民館、大山公民館、天瀬公民館

※いずれも午後7時～8時30分。

【問合せ】議会事務局 ☎ 8 2 1 4 (市役所3階)

## 制定の流れ





**お知らせ**  
インターネットトラブルに注意!

【問合せ】市民活動推進課生活安全・消費生活係 ☎②7515

情報収集のほか、買物やゲームなど今やインターネットは私たちの暮らしと切り離せないものとなっています。それに伴い、インターネットに関連する相談も増え続け、アダルト情報サイト、出会い系サイト、ネット通販など、新しいトラブルが次々発生しています。

出会い系サイトにアクセスし、知らない人から来たメールに返信してトラブルに巻き込まれた事例や、ゲームをしていたらアダルトサイトにつながり、高額な利用料を請求された事例、ゲームの有料アイテムをクレジットカードで購入し、多額の請求を受けたなど保護者からの相談、その他前払いネット通販での被害も寄せられています。

トラブルに巻き込まれないよう、日頃から、親子でゲームやネットショッピングについて話し合ったり、クレジットカードの管理に注意するなどの対策も必要です。

▶消費生活相談窓口 ☎②9393

**お知らせ**  
清掃センター日曜開設日

【問合せ】清掃センター ☎③0111

清掃センターは今年度、毎月第3日曜日を試行的に開設します。なお、大山町の最終処分場は開設していませんので、埋立てごみがある場合は清掃センターにお問い合わせください。

月	開設日	月	開設日
4月	20日	10月	19日
5月	18日	11月	16日
6月	15日	12月	28日
7月	20日	平成27年1月	18日
8月	10日	平成27年2月	15日
9月	21日	平成27年3月	29日

※8・12・3月は、他の月と開設日が異なりますので、ご注意ください。

※8月13～15日は通常通り開設します。

※搬入時は混雑が予想されますので「家庭ごみの分け方・出し方」に沿って分別し、搬入をお願いします。また、発泡スチロールと生ごみは搬入できませんので、それぞれの地域の回収日に出してください。

※祝日は通常どおり開設します。

**お知らせ**  
国民健康保険税(仮算定)の納税通知書を送付します

【問合せ】税務課市民税係 ☎②8396

平成26年度の国民健康保険税の仮算定(4～6月分)の納税通知書と納付書を、4月中旬に送付しますので、各納期限までに納付してください。

- ・仮算定の対象になる世帯  
3月31日以前から国民健康保険に加入している世帯
  - ・仮算定の対象にならない世帯  
4月1日以降に国民健康保険に新規加入した世帯
- ▶平成26年度の納期及び税額

月	期	各期の算定方法と税額
4月	1期	仮算定
5月	2期	平成25年度年税額の12分の1相当額
6月	3期	※100円未満切捨て。
7月	4期	本算定 平成26年度の国民健康保険税額から仮算定で決定した税額(4～6月分)を差し引いて各期に分割した額 ※各納期に生じた100円未満の端数は、その端数の合計を本算定後の最初の納期の税額に合算します。
8月	5期	
9月	6期	
10月	7期	
11月	8期	
12月	9期	
1月	10期	
2月	11期	
3月	12期	

※4月から6月まで(1～3期)は、前年の所得や税率が確定していないため、前年度の国民健康保険税額を基に「仮算定」として1期当たり前年度の1か月分に相当する額を納付していただきます。

※仮算定においては、前年度の一時所得・譲渡所得は課税所得に含みません。

※仮算定で納付した額が本算定後の年税額を上回った場合は、還付(返金)します。

▶仮算定税額の修正の申出  
所得金額の大幅な減少や世帯の被保険者数が少なくなった場合は、納税義務者(世帯主)が納税通知書を受け取ってから30日以内に修正の申出をすることにより、仮算定税額を修正することができます。ただし、平成26年度の国民健康保険税額(年額)が平成25年度国民健康保険税額の2分の1未満になると見込まれることが要件です。修正の申出を希望する人は、前年の所得が分かる書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

**お知らせ**  
まちづくり市民会議「いっしょに考えん会」

【問合せ】総務課秘書係 ☎②8200

市長とまちづくりについて一緒に考えませんか。市民の皆さんと市長、市の関係課職員、その関係機関が集まり、一つのテーマ(まちづくりに関すること)について対等の立場でアイデアや意見を出し合い、それを施策に反映するとともに、市民と行政の役割分担を明確にし、より良いまちづくりに生かしていくことが目的です。

希望する人は、申込者(団体名と代表者氏名・住所・連絡先)・会議のテーマ・希望日時(第3希望まで)・場所・参加予定者を開催希望日の1か月前までに、電話又は市ホームページに掲載している申込書をファックス又はメールしてお申し込みください。

▶申込先  
総務課秘書係 ☎②0429  
shicho@city.hita.oita.jp

**募集**  
平成26年度生涯学習交流センター各種教室受講生募集

【問合せ】生涯学習交流センター ☎③211 社会教育課生涯学習推進係 ☎②6868

教室	とき
卓球教室	月 午前9時30分～11時30分
龍神太鼓	午後8時～10時
手芸クラブ	火 午前10時～正午
竹工芸教室	午後7時～9時
ヨガ教室	水 午後2時～3時
焼き物教室	木(第4) 午前10時～正午
カラオケ教室	木(第1・2・3) 午後1時30分～3時30分
龍神太鼓	木 午後8時～10時
ベビーヨガ	金(第4) 午前11時～正午
演劇教室	金 午後7時30分～9時30分
よかとき太鼓	午後8時～10時
気功教室	土 午前10時～11時30分
チビ子レスリング	午後3時～5時
ヨガ教室	日(第2・4) 午前10時～11時
頑張る女性のためのピラティス	日 午前10時～11時30分



※写真はイメージです。

※生涯学習交流センターに電話でお申し込みください。

**お知らせ**  
まちづくり活動推進事業補助金

【問合せ】市民活動推進課活動支援・男女共同参画推進係 ☎②7515

- ▶対象団体  
・自治会や地域コミュニティを形成する団体  
・3人以上で構成する公益的な活動やまちづくり等に関わる団体

※振興局・振興センター管内の団体は、「日田市周辺地域活性化対策事業」をご利用ください。

- ▶対象事業  
地域活性化のための次に掲げる事業  
・自然の活用や自然環境の保全等に係る事業  
・景観、歴史、文化等を活用した事業  
・生活環境の保全・美化に関する事業  
・地域間、国際間の交流に係る事業  
・人材の育成を目指した事業  
・その他地域振興に資する事業

※原則、新規事業が対象です。  
※市の他の補助対象となる事業を除きます。

▶補助率 補助対象経費の6割以内(上限50万円)  
▶申請期間 4月1日(火)～随時  
※申請を希望する団体は、詳しい内容や提出書類について説明しますので、必ず事前にお問い合わせください。

お知らせ

行政組織の

見直しを行いました

市では、4月1日付けで、行政組織の見直しを行いました。その内容をお知らせします。

・情報統計課行政情報発信係

水郷テレビや広報ひた等、行政情報発信に関する係

☎82229 (市役所6階)

・企画課文化振興係

文化の振興や市所蔵の美術品等に関する係

☎8445 (市役所6階)

※日田市民文化会館(パトリア日田)内の文化振興課は指定管理者制度導入に伴い廃止しました。

☎8227 (市役所6階)

☎8227 (市役所6階)

日田市における大分県屋外  
広告物条例施行規則の  
改正案の縦覧と意見募集

改正案にご意見がある人は、縦覧期間中に意見書を提出してください。

■縦覧場所 都市整備課、各振興局・振興センター、各地区公民館(振興局・振興センター管内を除く)

■意見の提出方法 意見書を郵送、ファックス、持参のいずれかで都市整備課又は各振興局・振興センターに提出

■提出期限 4月24日(木)

※市ホームページでも縦覧できます。

☎877・8601 (住所記載不要)

☎8217 ☎8247

(市役所5階)

下水道に関するお知らせ

■下水道利用時の注意

・水洗トイレの紙は、トイレトーパー以外(ティッシュなど)は使用しないでください(ペットのふんは流してもかまいません)

・野菜くずや生ごみ・てんぷら油・サラダ油などは流さず捨ててください

・宅内の下水ますを開けて、ごみや雨水等を流さないでください(詰まりの原因となります)

■地下水使用の変更届

地下水を利用して下水道を使用している家庭は、家族の使用人数(住民票の人数とは関係ありません)から使用料金を算定しています。

家族の人数の変更や地下水の使用をやめた場合などは、連絡をお願いします。また、阻集器(グリーストラップなど)を設置している飲食店やガソリンスタンド等で阻集器の点検清掃を怠ると、本来の機能が発揮できなくなりますので、定期的な点検清掃をお願いします。

☎8219 (市役所5階)

農水産物の出荷・販売、菓の調剤、健康診断、診療等に使用している人は、2年ごとに大分県が行う定期検査を受けなければなりません。

日田市では、平成26年5月14日から6月3日まで定期検査が実施されます。日時・会場等は前回受検者にはお知らせしますが、取引・証明に使用するはかりを新規に購入した人は4月15日までに市民活動推進課にご連絡ください。

※検定に関する詳細は、大分県産業科学技術センターにお問い合わせください。

☎7515 (市役所2階)

※新築住宅は35万円分、リフォームは15万円分を上限とします。また、今年度・Uターンに該当する人には、新築10万円、リフォーム5万円を上乗せします。

☎8362 (市役所3階)

### 国際交流推進員が 9月末まで出張します

市には、韓国出身の国際交流推進員が勤務しています。国際交流推進員は、子ども英会話教室などの語学講座や通訳などの仕事をしていすが、市民との交流の機会を増やすためイベントへの参加、文化・風習の違いなどについての講座、簡単な語学講座、料理教室などに出張します。少人数でも出張しますので、気軽にご相談ください。

※左記に電話でお申し込みください。  
※日程調整ができない場合、要望に応えられない場合があります。  
※謝礼は不要ですが、内容によっては実費負担していただくことがあります。



アンニョンハセヨ!

韓国から来たイ・スヨンと申します。皆さんからはスンちゃんと呼ばれています。日田に来てからあっとい間に時間が経ちました。きれいな自然環境や優しい日田の人との触れ合いで毎日がとても楽しいです。様々な楽しい交流をしたいと思います。声を掛けてください。よろしくお願ひします。

問 企画課政策企画係  
☎08227 (市役所6階)

### ■申込期間

4月22日(火)～5月8日(木)

※願書は日田消防署に備え付けています。

### 危険物取扱者試験準備講習会

■とき

・法令 5月20日(火)

・物理化学 5月27日(火)

いずれも午前9時30分から午後4時30分まで

■ところ 総合体育館2階視聴覚室  
※講習日の1週間前までに左記にお申し込みください。

問 日田消防署 ☎22204

### タウン情報

きのうさま祭り

出店(うどん、おでん、焼き鳥など)、地元野菜の販売等を行います。  
☎ひかり・LIVING

### JICAボランティア募集

JICAでは、青年海外協力隊、シニア海外ボランティアを5月12日まで募集しています。詳細は、JICAホームページ(<http://www.jica.go.jp>)をご覧ください。

問 JICA九州

☎093・671・8349

企画課政策企画係

☎08227 (市役所6階)

### ひた伝統技能マイスター募集

日田市伝統技能活用協議会は、小・中学校での実技披露などの活動を通して、技能の継承や後継者の育成を図ることを目的に、伝統的な木材建築技術を有する優れた技能者を「ひた伝統技能マイスター」として認定します。

■対象 次の全てを満たす人

- ①市内に5年以上居住している人
- ②40歳以上で、現役の技能職者として活躍し、技能を公開できる人
- ③技能継承の能力に優れ、後継者育成に意欲を有し、マイスターとして活動するにふさわしい人格を備えている人
- ④マイスターとして、おおむね2年以上の活動ができる人
- ⑤対象職種に15年以上の従事経験を有する卓越した技能者で、次のいずれかに該当する人
  - ・技能検定1級以上の所持者
  - ・職業訓練指導員の有資格者
  - ・専攻建築士の認定者
- その他、技能の優秀さを広く市民

に認識されている人

■対象職種 建築板金、建築大工、瓦ぶき、左官、塗装、石材施工、家具製作、建具製作、表装、畳製作、建築士、造園、その他木造建築に関わる職種

※自薦・他薦は問いません。申請書類及び要綱は、市ホームページに掲載又は左記に備え付けています。

■申込期限 4月30日(水)

問 日田市伝統技能活用協議会

☎08239 (市役所3階商工労働課内)

### 空旅おおいたクラブ会員募集

大分空港利用促進期成会では、大分空港を、県内外の皆さんにとって身近で愛着のある空港にするため、「空旅おおいたクラブ」を開設し、新規会員を募集しています。

■会員登録をすると、大分空港を利用する旅行商品情報や空港周辺の観光情報、会員向けの特典情報等を受け取ることができます。詳細は、空旅おおいたクラブホームページ(<http://www.fly-oita.jp>)をご覧ください。

問 大分空港利用促進期成会事務局

☎097・506・2155 (大分県観光・地域局交通政策課内)

### 試験・講習

#### 警察官採用試験

■試験区分

大分県観光・地域局交通政策課内

### 求職者支援訓練受講生募集

(認4-25-44-02-03-0348)

給与・年末調整・社会保険の計算、パソコンの基礎操作や文書作成、会計基礎、ビジネスマナー、就職応募書類の書き方などを学びます。受講には資格が必要です。詳細は左記にお問い合わせください。

■訓練期間 5月27日(火)から8月26日(火)までの3か月間

■申し込み 午前9時10分～午後3時50分

■ところ

大分経理専門学校日田教室

■受講料 無料

※テキスト代が必要ですが、実施を中止する場合があります。

■募集数 15人

■申込期限 4月30日(水)

問 大分経理専門学校日田教室 (木村)

☎08433

### 警察官A (大学卒業程度)

※採用試験は、大分県人事委員会、警視庁(東京都)及び愛知県・大阪府・兵庫県警察本部による共同試験です。希望する都府県を受験することができます。

■試験日 5月11日(日)

■試験会場 大分商業高校(大分市)

■申込期限 4月11日(金)

※受験案内・申込書は日田警察署に備え付けています。

問 大分県人事委員会

☎097・506・5212

### 前期技能検定試験

働く人たちの技能を一定の基準で検定し、公証する技能の国家検定試験が行われます。

※職種、試験実施日は、大分県職業能力開発協会にお問い合わせください。

■申込期間 4月7日(月)～18日(金)

※受験申請書は商工労働課に備え付けています。

問 大分県職業能力開発協会

☎097・542・3651

☎08239 (市役所3階)

### 危険物取扱者試験

■試験日・会場

6月22日(日) 午前10時試験開始

日田林工高校

■試験種類 甲種・乙種(全類)・丙種

お年寄りの住まいを

ボランティア工事で改善します

■応募条件 旧日田市在住の65歳以上の高齢者で単身者及び高齢者のみの世帯の人

■工事内容 軽微な改善、修理、介護保険対象工事、その他

■工事費用 申込者が材料費実費程度を負担(なお、支払可能な人には人件費を半額程度負担していただく場合があります)

※左記に電話でお申し込みください。

■申込期限 4月30日(水)

※申込受付後、会の規定に基づき調査・選考の上、対象者に連絡します。工事実施時期は打合せの上、4から6月の間に実施予定です。

問 高齢者住宅環境整備ボランティア会事務局 ☎09288

人権コラム 心、豊かに



こころちゃん

### 心を映す「鏡」として

「言葉」は、音声や文字で人の感情や思考を伝えるもので、意味のある(意思を持つ)表現とされています。また、日常生活や人間関係の形成、さらには最高の情報伝達の手段として、欠かすことのできないツールとなっています。

「ひと」は、言葉をいつ身に付けたのでしょうか。自分の意思を相手に伝えたい欲求と社会習慣が言葉を生み出したとされていますが、その正確な時期は判明していません。

言葉は人間の知能の発達や洗練、さらには社会の発展に大きく寄与しています。そして、今もなお新しい「言葉」が作られ続けている現状をみると、遠い未来でさえも「ひと」が言葉を手放している姿は想像できません。

一方で、言葉は特異的な概念や心理状態によって、相手(他人)を深く傷つけ、悲しみや憎しみを引き起こしてしまうことがあります。差別語や不快語といわれるものがそれにあたりますが、そのような言葉の裏には必ず「差異」が存在します。

差異とは違いを指しますが、例えば差別語は、人種、民族、性別などの差異を「差別するための手がかり」とする排他性が潜んでいます。また、俗に言う「上から目線」的な心理による侮辱性も持ち合わせています。

「ありがとう」や「がんばろう」など、心温まり勇気を与える言葉とは反対にメディアやネットでは、「ひと」の心を踏みにじるような言葉が氾濫しています。人類の英知によって生み出され伝え続けてきた「言葉」に、差異を尊重し認め合う意識を注ぐことが、「ひと」としての発達と人権社会の確かな構築をもたらすのではないのでしょうか。(参考文献:「差別語/不快語」)

【問合せ】人権啓発センター  
☎08017 (市役所別館1階)

## 平成26年度個別接種実施医療機関

- ①三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）、MR（麻しん・風しん）、BCG、日本脳炎1期（初回1・2回、追加）
- ②四種混合
- ③不活化ポリオ
- ④ヒブ、小児用肺炎球菌
- ⑤水痘（水ぼうそう）、おたふくかぜ
- ⑥日本脳炎2期（4回目）、二種混合
- ⑦子宮頸がん予防

医療機関	住所	電話番号	①②③④⑤⑥⑦	実施曜日	実施時間
麻生小児科医院	淡窓2丁目	☎242323	○○○○○○○○	月～金	9:00～12:00 14:00～17:30
				土	9:00～12:00 13:30～14:30
天瀬温泉病院	天瀬町赤岩	☎572388	○○○ ○○○	月～金	16:00～17:00
石井産婦人科（日本脳炎、BCGの接種はありません）	豆田町	☎234153	○	月・火・水・木・土	9:00～12:00
				月・火・水	14:00～17:00
井上内科	田島本町	☎224700	○○○○○○○○	土	14:00～16:00
大河原病院（二種混合のみ）	隈2丁目	☎223131	○○○○○○○○	要予約	要予約
奥平医院	中津江村栃野	☎543021	○○○○○○○○	月～金	8:30～17:00
隈診療所	隈1丁目	☎220033	○○○○○○○○	土	8:30～15:00
桂林病院	城町1丁目	☎221231	○○○○○○○○	要予約	要予約
こじかこどもクリニック	清岸寺町	☎288771	○○○○○○○○	月～金	9:00～17:00
				土	9:00～12:00
五反田胃腸科外科病院	若宮町	☎238386	○○○○○○○○	水	午後～要予約
				月～金	8:30～17:30
齊藤医院	大肥本町	☎22220	○○○○○○○○	土	8:30～12:30
				月・水・金	午前～要予約
下飛田小児科	中央1丁目	☎241148	○○○○○○○○	月～金	14:30～16:00
聖陵若里病院	銭測町	☎221600	○○○○○○○○	土	14:00～14:40
聖陵花月クリニック	清水町	☎275050	○○○○○○○○	月～土	14:00～16:00
膳所医院	本町	☎223292	○○○○○○○○	要予約	要予約
新関内科医院	田島2丁目	☎243355	○○○○○○○○	要予約	要予約
原病院	三本松2丁目	☎227151	○○○○○○○○	要予約	要予約
坂東小児科	誠和町	☎223300	○○○○○○○○	月～金	9:00～12:00 14:00～17:00
				土	9:00～12:00 14:00～15:00
日田リハビリテーション病院	上手町	☎238889	○○○○○○○○	要予約	要予約
日野内科（乳幼児を除く）	天神町	☎236009	○○○○○○○○	月～金	8:30～12:30 14:00～18:00
				土	8:30～12:30
福田医院（乳幼児を除く）	清岸寺町	☎221648	○○○○○○○○	月～金	9:00～16:00
				土	9:00～11:30
堀田クリニック（二種混合のみ）	新治町	☎222662	○○○○○○○○	月・火・木・金	9:00～12:30
				水	14:00～19:00
				土	9:00～12:30 9:00～16:00
松浦クリニック	中央1丁目	☎244155	○○○○○○○○	要予約	要予約
宮原レディースクリニック	玉川町	☎243584	○○○○○○○○	要予約	要予約
みよしクリニック	三芳小淵町	☎241515	○○○○○○○○	要予約	要予約
若宮病院	南元町	☎227171	○○○○○○○○	要予約	要予約
渡辺医院	大山町西大山	☎522017	○○○○○○○○	要予約	要予約
済生会日田病院	清水町	☎241100	○○○○○○○○	要予約	要予約
上津江診療所	上津江町川原	☎543001	○○○○○○○○	月・火・木・金	9:00～17:30
東溪診療所	天瀬町合田	☎572500	○○○○○○○○	土	9:00～11:30
				月・火・木・金	15:30～16:30

## 定期予防接種のご案内

【問合せ】健康保険課保健医療係 ☎3000 (ウエルピア内)

市では、子供の健康状態に合わせて予防接種を受けることができるように個別接種を行っています。予防接種は23ページの医療機関で実施していますので、事前に予約し、子供の体調の良いときに受けてください。

### 乳幼児の予防接種

出生や転入の届出があった翌月に次の2つを郵送します。



- 冊子「予防接種と子どもの健康」  
※冊子をよく読み、予防接種の必要性や副反応を正しく理解して受けましょう。
- 乳幼児期に受ける予防接種の予診票  
(予診票は医療機関にも備え付けています)  
※予診票は、子供の健康状態を把握するための大切な書類です。保護者が責任を持って記入してください。  
※医療機関を受診する際は、必ず「母子健康手帳」を持参しましょう。

### 小学生の予防接種

予診票は、各学校を通じて送付しますので、保護者が必要事項を記入してください。

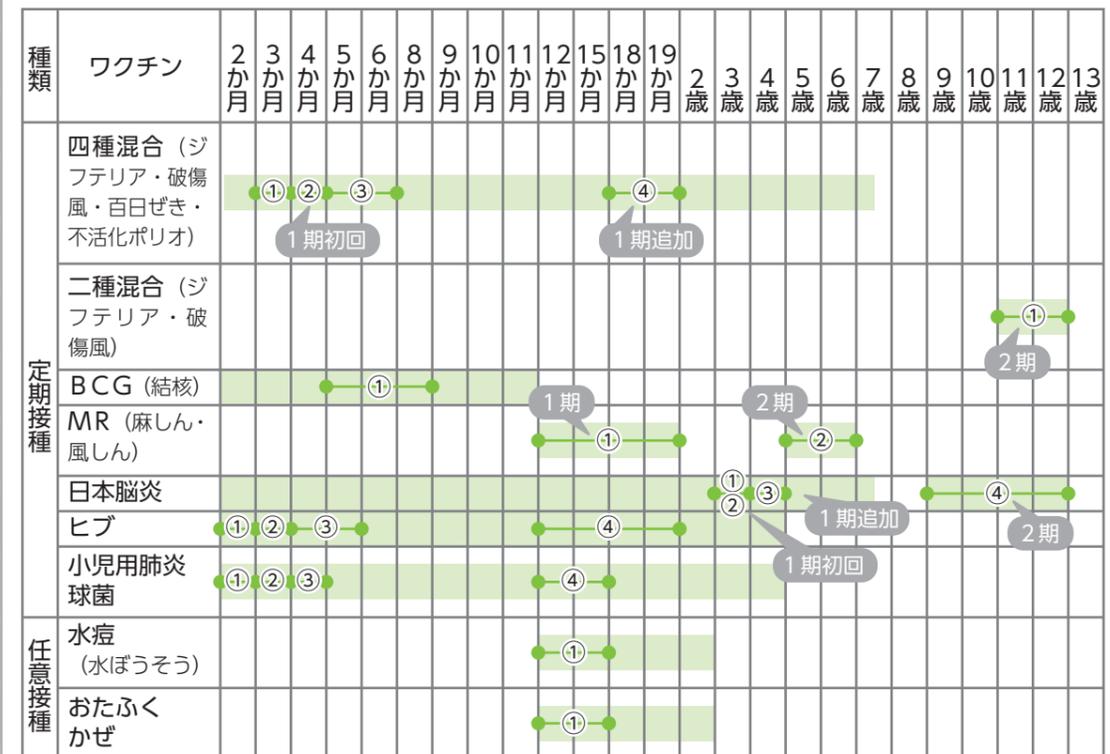
- 日本脳炎  
平成17年から平成21年までの積極的な接種勧奨（呼び掛け）の差し控えにより、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人うち、予防接種が終わっていない人は、7歳以上20歳未満の間で定期予防接種として接種できます。
- 県外の接種も無料で受けることができます  
里帰りなどの理由で県外で定期接種を受ける場合、接種前に申請をして、領収書等を持参し一年以内に提出をすれば、助成されます。希望する人はご連絡ください。

### 子宮頸がん予防接種

ワクチン接種後に、長期的な痛みやしびれの副反応が報告されたことを受け、厚生労働省は平成25年6月から、積極的な接種勧奨（呼び掛け）を差し控えています。



### 予防接種スケジュール



※予防接種のスケジュールは、それぞれの予防接種の望ましい接種時期の例を示しています。実際に接種するときは、かかりつけ医などに相談してください。

①、②、③、④は、ワクチンの種類ごとに接種の回数を示しています。

●は、標準的な接種期間を示しています。

■は、定期接種の対象年齢のことで、無料で接種できる期間を示しています。



## TOWN TOPICS IN HITA まちのわだい



### 2月23日は咸宜園の日

淡窓日記によると、現在の場所に塾を移したのは文化14年2月23日と記されている。市ではこの日を「咸宜園の日」と定め、「咸宜園教育顕彰事業」を実施している。日隈保育園児による「休道の詩」の吟詠で幕を明けた今年は、教育文化部門で3人が表彰され、講演会では、東京学芸大学の石学教授が「江戸の教育力」と題して講演した。

### 中津と日田の地域づくりの架け橋

2月23日にパトリア日田で「中津日田道路フォーラムin日田」が開催され、関係者や市民など約1000人が参加した。これは、「中津日田間地域高規格道路促進期成会」が主催で行ったもので、中津日田地域の生活、産業、観光面において活力ある地域づくりを目指し、中津港から日田市までの約50キロメートルを整備する地域高規格道路の早期全線開通を目指して開催されたもの。

フォーラムは2部制で行われ、第1部「中津日田道路整備への期待」では、期成会顧問の広瀬勝貞大分県知事は「しっかりした道路は地域の活性化に大事」と挨拶した。第2部の意見交換会では、山国日田間のルート公表に伴い、市内の三花地区や中津市の山国地区などの地域住民も参加し、災害に強い道路への強い期待を語った。



### 大丸が日田になる

2月14日から19日までの6日間、福岡市天神の大丸福岡天神店で「第5回天領のまち大丸・日田展」が開催された。開会式典は、市や市議会、商工関係者、大丸関係者が出席し、テープカットで幕を開けた。

会場には市内64の事業所が出展し、工芸品や食品の実演販売、日田の新鮮な野菜を扱う「日田マルシェ」などに多くの来客が詰め掛けた。

### 狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以上飼育された犬は、生涯1回の「登録」と年1回の「狂犬病予防注射」を受けなければなりません。狂犬病の発生や流行の防止のために、必ず予防注射を受けてください。

■登録済みの犬 「平成26年度狂犬病予防注射のお知らせ」をはがきで通知していますので、注射の際必ず受付に提出してください。また、記載内容に誤りがある場合は訂正して持参してください。

■未登録の犬 各会場及び各動物病院に備付けの登録用紙に記入し、登録料3,000円を添えて受付に提出してください。

■注射料 3,070円  
(平成26年4月1日から注射料金が変わりました。お釣りのいらぬようご協力ください)

※注射事故を防ぐため、犬を押さえることができる人が連れてきてください。また、集合注射会場は、犬が多く集まります。犬同士を近づけないようにしてください。

※体調が悪い犬や妊娠の可能性のある犬は、動物病院に相談の上、個別注射を受けることをお勧めします。

※個別注射は下記の動物病院で実施します。希望する場合は、事前に各動物病院に電話で予約をしてください。

- ・末松どうぶつ病院 (中城町) ☎②8090
- ・いのうえ動物病院 (清岸寺町) ☎②4322
- ・動物整形外科病院 (樋口動物病院) (元町) ☎②2476
- ・いいだ動物病院 (田島3丁目) ☎②6014
- ・中島家畜診療所 (有田町) ☎②1646
- ・池田獣医科 (朝日町) ☎②1680

※犬のふんは、必ず持ち帰ってください。  
※飼育犬が死亡したときは、健康保険課又は各振興局に連絡してください。

【問合せ】健康保険課保健医療係 ☎②3000(ウェルピア内)

#### 本庁管内

時間	ところ
4月8日(火)	
9:30~9:50	東有田振興センター
10:00~10:05	羽田町須ノ原土地改良区事務所
10:15~10:20	横畑公民館
10:30~10:40	岩下公民館
11:05~11:10	月出山農村公園
13:30~13:40	求来里の郷
13:45~13:50	古金町公民館
14:00~14:10	小ヶ瀬町公民館
14:20~14:35	三芳公民館
4月9日(水)	
9:30~9:55	高瀬公民館
10:00~10:05	大日消防格納庫
10:15~10:25	松金集会所
10:55~11:05	小山町公民館
13:30~13:40	北友田3丁目地区集会所
13:50~14:00	長洲公民館
14:10~14:25	徳瀬公民館
14:35~14:45	上野町公民館
4月10日(木)	
9:30~9:55	五和公民館
10:05~10:20	原公民館 (内河町)
10:40~10:50	旧緑町公民館跡
13:30~13:45	関集落センター
13:55~14:05	杷木山集落センター
14:15~14:35	夜明振興センター
14:45~15:05	今山公民館
4月15日(火)	
9:30~9:45	光岡公民館
9:55~10:10	十二町公民館
10:25~10:40	若宮町公民館 (竹田公園入口)
10:50~11:00	東町公民館
13:30~13:40	朝日公民館
13:50~14:00	山田町公民館
14:10~14:20	君迫町公民館
14:30~14:40	二串町公民館
4月16日(水)	
9:30~9:55	旧大鶴振興センター
10:05~10:15	下中山際公民館
10:25~10:35	鶴城町林業センター
10:55~11:05	源栄町 (権藤知敏氏宅前)
13:30~13:40	天神町公民館
13:50~14:05	貞清公民館
14:10~14:20	三花地区コミュニティ消防センター前
14:30~14:40	藤山町公民館
4月17日(木)	
9:30~9:45	財津製作所
9:55~10:05	伏木町集会所
10:20~10:30	三河町公民館
10:40~10:50	旧小野振興センター駐車場
10:55~11:00	小野地区老人憩の家
13:30~13:40	山渡瀬橋河川敷
13:45~14:00	西有田公民館
14:10~14:20	三池町公民館

#### 天瀬振興局管内

時間	ところ
4月22日(火)	
9:30~9:40	立石 (徳永義範氏宅前)
9:50~10:00	五馬本村生活改善センター前
10:15~10:30	塚田区旧会館前
10:35~10:50	近原公民館
11:00~11:20	天瀬公民館五馬分館
14:00~14:20	出口区会館
14:30~14:45	久木野公民館
4月23日(水)	
9:30~9:45	旧丸山小学校プール前
9:55~10:25	台上下公民館
10:35~10:45	苗代部公民館
10:55~11:05	榎釣 (高倉重昭氏宅前)
11:15~11:30	高倉公民館
14:00~14:20	天瀬公民館東深分館
14:30~14:45	高塚 (第2駐車場)
4月24日(木)	
9:30~9:35	湯ノ釣 (江藤公昭氏宅前)
9:40~9:45	杉河内公民館
9:55~10:00	本城3公民館
10:15~10:30	本城公民館
10:40~10:55	赤岩旧消防車庫横
11:00~11:15	天瀬公民館
11:20~11:30	湯山西公民館
大山振興局管内 5月8日(木)	
9:30~9:45	松原公民館
9:55~10:10	小五馬公民館
10:20~10:50	野瀬部集会所
11:00~11:30	大山振興局
14:00~14:30	都築コミュニティセンター
14:40~15:00	綿打集会所
15:10~15:20	北部コミュニティセンター
中津江振興局管内 5月13日(火)	
10:00~10:20	野田生活改善センター
10:30~10:40	栃原 (交流センター横)
10:50~11:00	黒谷集落センター
14:00~14:20	山本 (宿泊交流体験館下)
14:40~14:50	鯛生金山駐車場
15:10~15:20	中津江振興局駐車場
上津江振興局管内 5月14日(水)	
9:45~9:55	フィッシングパーク
10:05~10:25	都留生活改善センター
10:35~10:50	川原自治会センター
11:00~11:20	広川正専寺前
11:30~11:50	上津江振興局
14:00~14:20	雉谷消防詰所前
14:30~14:50	畑中公民館前
15:00~15:20	上野田消防詰所前
前津江振興局管内 5月15日(木)	
9:30~9:40	原地区公民館前
9:50~10:00	出野交流センター前
10:10~10:20	田代生活改善センター前
10:50~11:00	柚木本村コミュニティセンター
14:00~14:10	下方地区公民館前
14:20~14:35	前津江振興局
14:40~14:50	浦方生活改善センター前
15:00~15:15	虫秋公民館前
15:25~15:35	堂尾公民館前
15:45~15:55	桑木田の頭構造改善センター前
16:05~16:15	林地区集会センター前



### 求職者対象に就職面談交流会

市内の求職者を対象にした「ヒタモノづくりビジネス合コン（就職面談交流会）」が、3月9日、ヌーベル・マリエ日田で開かれ、市内15の企業と求職者が参加した。また、市内で活躍する社長を招いた記念対談も行われた。会場では、ヒタモノづくりの成果物発表会も開催され、スタッフが商品開発したドレッシングなどの試食会も開催された。



### アートでまちを元気に

天瀬町のまちづくりグループ「あーと☆ねっと☆あまがせ」によるコンサートがローズヒルあまがせで行われた。ペットボトルにろうそくを灯し、星に見立てた「灯り星」が温かい光で来場者を歓迎し、ボイスパーカッション・ビートボックスで活躍するKAZさんとキーボード奏者の船本泰斗さんの演奏が約200人の観客を魅了した。



### 被災者に笑顔を

3月2日、日本緊急援助隊チーム大分（梅山忠信代表）主催で、東日本大震災シンポジウム「地震・津波…そして現在」が開催された。座談会で被災者である浜谷ゆみ子さんは「着の身着のまま逃げた。まず逃げるのが大切」と当時の様子を話し、被災者支援を続ける中島章二さんは「復興は進んでいない。今後も支援を続けます」と語った。



### 木の香りに包まれて 咸宜小学校が完成

咸宜小学校（小宇佐尚志校長）の校舎が完成し、2月28日、落成式が行われた。同校舎は施設の老朽化、耐震補強の必要性などから全体的な改築が決定し、平成21年から総事業費約18億円をかけ、整備を行ってきた。式典では、小学校6年生の梅木亮輔君が「誰もが誇りに思える咸宜小にします」と新校舎への期待を胸に挨拶をした。



### 今年は豊作 大原八幡宮で米占い

3月15日、小豆飯にできたかびの種類や形で今年の豊凶とその地域を占う「米占い行事」（通称かゆだめし）が大原八幡宮で営まれ、境内に運ばれた「五穀盆」と「地形盆」を氏子たちが確認した。

氏子の日高数馬さんは「今年は色の付いたかびがなく、良好。天候も良いようで、申し分ない結果だと思う」と話した。



### 感謝の意を込めて、男衆の料理

3月10日、毎月第2月曜日に男性だけで活動する「男衆の料理教室」が年間の集大成で、ふだん世話になっている教室の指導者や家族を招いて食事を振る舞った。この日はいなりずしや煮物など全14品で日頃お世話になっている皆さんをもてなした。教室の井福代表によると現在会員募集中で、男性なら誰でも参加できるとのこと。

### 願いを込めて流し雛

3月2日、桂林荘公園で流し雛が行われ、県内外から訪れた約1000人が、願いをひな人形に託し、



城内川に流した。平安時代から伝わる流し雛は紙などでできた人形とともに「汚れ」を水に流し、その年に健康を願うもの。

琴の音色が響く中、親子連れや観光客がそれぞれの願いを込めてひな人形を流した。



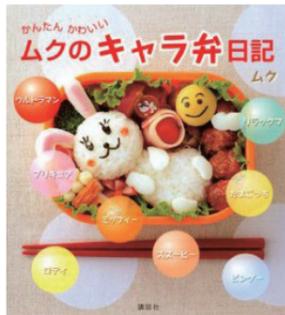
### 山薫る、春の息吹

2月16日から3月16日まで、市内大山町の梅園や豊後・大山ひびきの郷などで「第34回日田おやおま梅まつり」が開催された。

3月2日、会場の一つであるおおくぼ台梅園では、梅娘の認証式、豊作祈願祭、餅まき、野点、地元小学生による太鼓の演奏などがあり、ほのかに梅香る里山は多くの観光客でにぎわった。



図書館の本を読んで、挑戦してみました！  
 キャラ弁作りに挑戦しました。料理は苦手なので不安でしたが、本を開いてやる気になりました。最初は、ケチャップでキャラクターの顔を描くことぐらいしか思いつきませんでした。参考にした本には目からうろこのテクニックがいっぱいあります。パーツ同士をくっつけるのにマヨネーズを使う、パスターを爪楊枝代わりにする、のりをはさみで切って目や口用に丸を作りたいときは四角形に切ってから角を切り落とすとうまくいく。といった、単純だけど自分で思い浮かべないテクニックは



参考にした本  
**かんたんかわいい  
 ムクのキャラ弁日記**  
 ムク／著 講談社

が沢山紹介されています。丸い目を作る工程は細かい作業なので本当に苦勞しました。このテクニックに助けられました。  
 特にすごいと思った点は味です。「キャラ弁といえは見た目だけで味は二の次かな」と期待していませんでしたが、レシピ通りに作ると大人でも満足できる味に仕上がりました。  
 参考にした本は、昨今のキャラ弁ブームで図書館でも人気の一冊です。他にもお弁当づくりに関する本は多数置いてありますので是非図書館にお越しください。

新刊情報

あのヒット商品はこうして生まれた！  
 エスプレ／編著 汐文社

身近にたくさんある「ヒット商品」にはどんな「ひみつ」が隠れているのか。毎日の暮らしを便利に楽しく変えてくれる商品を紹介。アイデアの生まれるまでと、ヒットのポイントをビジュアルで解説する。



小学1年生の困った！レスキューブック  
 主婦の友社／編 主婦の友社

入学前の子供を持つママたちの、様々な不安を解消する本。今の小学校の基礎知識、一年間の子供の心や行動の変化の予測、つまづきポイントでどう手を差し伸べたらいいのかななどを、具体的にアドバイスする。



偽善のすすめ 10代からの倫理学講座  
 14歳の世渡り術  
 パオロ・マツツアリーノ／著  
 河出書房新社

人間の行う善は、全て偽善だ。ならば、気が向いたときだけ善行をしよう。偽善者になろう。歴史を踏まえ、本当の倫理とは何かを考える。



映画「じんじん」  
 日田市上映実行委員会から  
 絵本の寄附がありました  
 北海道の「絵本の里」を舞台に人の優しさと親子のきずなを描いた映画「じんじん」の上映会が開かれました。上映実行委員会は「日田市の子どもに絵本を贈ろう！」をスローガンに活動。映画の上映収益金から児童館や淡窓図書館に合計100冊の絵本を寄贈していただきました。

4月23日から5月12日はこどもの読書週間  
 今年も様々な催しを企画しています。ご家族やお友達同士で、是非、図書館にお越しください。  
 ■期間中のイベント  
 ○児童書のリサイクル会  
 ○おいでよ図書館  
 ○君のおすすめ本教えてください  
 ○読書週間限定スタンプラリー  
 ○昔の人気本集めました  
 (詳細は、図書館だよりやチラシをご覧ください)



おいでよ！おはなし会  
 4月12日(土) 午後3時～4時  
 4月26日(土) 午前11時～正午  
 児童コーナー  
 4月の休館日 (○…休館日)  

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

世界遺産登録を目指す「咸宜園」 - 近世日本の教育遺産として - ①  
 地域の自然や文化遺産を活用した教育「放学・遊山」

咸宜園教育研究センター名誉館長 後藤宗俊  
 【問合せ】世界遺産推進室(咸宜園教育研究センター内) ☎@0268



今年度から咸宜園に関するコラムが始まります。世界遺産登録を目指す咸宜園の魅力を見つけてみませんか。  
 今、水戸市の弘道館、足利市の足利学校と日田市の咸宜園を結んで「近世日本の教育遺産群」として世界遺産登録を目指す取組が進んでいます。江戸時代の日本は、当時の西欧諸国と比べても高い水準の教育を行っていました。この教育水準の高さが、明治以降の日本の近代化の歴史を準備したといえるのです。そのような「江戸の教育力」を支えたのが各藩の藩校や私塾・寺子屋などでした。中でも大きな役割を果たしたのが私塾でした。咸宜園教育研究センターの調査では、江戸時代の私塾は確認されたもので3500箇所を超えています。それらの私塾の中で最大の塾が、全国各地から5000人及以上入門者があつた咸宜園なのです。それにしてもこれほどの塾が、江戸や京・大坂などでなく、なぜ九州・日田の地に出現したのか。その理由として「三奪の法」や「月旦評」に象徴される徹底した平等主義・実力主義の教育など、特色ある教育が実践されたことが挙げられています。このたびの世界遺産を目指す取組の中で注目されたのは、この咸宜園と日田の町の見事な「共生」の姿です。日田の町の人々は物心両面で咸宜園と塾生たちを支援し続け、淡窓は



江戸時代に建設された居宅  
 しゅうふうあん「秋風庵」

豆田や隈の町に度々出掛けて詩会や書会などの出前授業を開きました。幕末の頃、咸宜園の在塾者は200人余り。全国から多くの若者たちが集まりました。一方豆田の町は人口約1000人の小さな町でしたから、要するに日田の町は多くの留学生が集う「学びの町」であったといえるのです。  
 そうしてもう一つの特徴は淡窓・咸宜園の「放学・遊山」です。咸宜園では、しばしば師弟同行して(ときには塾生たちだけで)盆地周辺の野山に出掛けました。淡窓の自伝や日記に数多く見える「諸生遊山」がそれです。そこに登場する社寺・旧跡等は確認されたところだけでも70箇所を超えています。  
 次回から、このような咸宜園の特色ある教育の実相と「山紫水明」の日田の風物と歴史遺産を存分に取得し、紹介していきたいと思っています。

食生活改善推進員さんのおすすめレシピ⑥ [問合せ]健康保険課健康支援係 ☎@3000 (ウェルピア内)

小松菜と人参の厚揚げ白和え

小松菜は緑黄色野菜の代表で、成分はほうれん草に似ていますが、カルシウムが非常に多く、ほうれん草の5倍も含まれています。粘膜を強くし、風邪の予防に効果があるといわれるビタミンCも多く含まれています。また、鉄分が多く含まれるのも特徴です。



- <材料> (4人分)  
 厚揚げ (大1個) 200g  
 小松菜 (1束程度) 200g  
 人参 (中1/3本) 50g  
 A 炒りごま 30g  
 塩 小さじ1/2  
 砂糖 大さじ2  
 しょうゆ 小さじ1
- ①小松菜は熱湯でさっとゆで、水に取り水けを絞って3~4cmに切る。
  - ②人参は皮をむいて長さ3~4cm、幅3mmの細切りにし、ゆでる。
  - ③厚揚げはザルに入れて熱湯を回し掛け、油抜きする。表面の皮の部分を薄く切り落としてせん切りにし、中の部分はすり鉢に入れてすりこ木で滑らかになるまでする。
  - ④Aを加えてすり混ぜ、材料を加えて和える。



りこ  
大道璃子ちゃん  
(1歳・三本松1丁目)



古後こはるちゃん  
(1歳・三芳小淵町)



なぎさ  
市川 渚ちゃん  
(1歳・高瀬本町)



かなめ  
浦邊 要ちゃん  
(1歳・天瀬町桜竹)



かのか  
三笥叶華ちゃん  
(1歳・田島3丁目)



まなと  
高田愛斗ちゃん  
(1歳・玉川町3丁目)



りゅうた  
室 隆太ちゃん  
(1歳・中央一丁目)



元気な日田っ子集まれ!

6月に誕生日を迎える3歳までのお子さんが対象です。5月1日までにお申し込みください。(抽選の結果は、当選者のみに連絡します)

- はがき 住所、お子さんの氏名と生年月日、保護者名、昼間の連絡先を記入の上、郵送
- ホームページ 市ホームページ(電子申請システムのページ)から申込み
- 携帯電話 下記の2次元コードから申込み



※申込みの際は、写真を送付する必要はありません。  
☎877-8601(住所記載不要)  
情報統計課行政情報発信係  
☎8229



りゅうのすけ  
石井龍之介ちゃん  
(2歳・前津江町大野)



あおと  
浅尾碧音ちゃん  
(2歳・桃山町)



ちはる  
林 千晴ちゃん  
(2歳・日ノ出町)



ゆい  
高橋由衣ちゃん  
(2歳・財津町)



さく しい  
池田朔久ちゃん・詩依ちゃん  
(1歳・南元町)



そうすけ  
渡邊聡典ちゃん  
(1歳・川原町)



はな  
川村華那ちゃん  
(1歳・玉川町)



かお  
高瀬風緒ちゃん  
(3歳・中釣町)



いより  
宮崎惟和ちゃん  
(3歳・中本町)



しゅん  
左原 瞬ちゃん  
(2歳・本町)



れお  
唐嶋零風ちゃん  
(2歳・玉川3丁目)

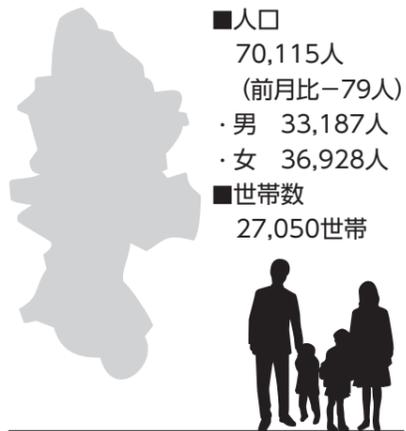


れいな  
堀田怜菜ちゃん  
(2歳・南友田町)



おうしろ  
高瀬旺志朗ちゃん  
(2歳・銭淵町)

日田市の人口  
(平成26年2月28日現在)



チャイルドプラザ	丸の内 子育て支援センター	ひのくま 子育て支援センター
☎25300	☎231890	☎27565
★キッズダンス 親子でダンスを楽しもう!(1歳以上) 3日(木) 午前11時~	★身体計測 8日(火) 午前9時30分~正午	●おしゃべりクラブ 9日(水) 午前11時~正午
★作って遊ぼう (こいのぼりを作ろう) 16日(水) 午前11時~	★トッポンチーノ 19日(土) 午後0時30分~3時30分	★親子クッキング 18日(金) 午前10時~正午
●お誕生会 23日(水) 午前11時~ ※誕生者は30分前に集合。	★小袋先生の発達相談 30日(水) 午前9時30分~午後4時	●ツイスクラブ 30日(水) 午後1時30分~3時

松原児童館 (☎2922) は、毎週土曜日のみ開館しています。

まえつえ 子育て支援施設	大山児童館	天瀬児童館	中央児童館
☎2409	☎2901	☎78922	☎76406
●ランチday 16日(水) 午前10時~	●リズム遊び 9日(水) 午前10時30分~	●お誕生会&お話し会 10日(水) 午前10時30分~	●クイズの日 9日(水) 午後3時45分~
●お誕生日会 23日(水) 午前10時~	●お話し会 小12日(土) 乳16日(水) いずれも午前10時30分~	●親子で遊ぼう 16日(水) 午前10時30分~	●こいのぼり制作 10日(水)・11日(金) 午前10時30分~
●制作あそび 25日(金) 午前10時~	●避難訓練 19日(土) 午前10時30分~	●出口児童館 19日(土) 午前9時30分~正午	●3B体操 18日(金) 午前11時~
	●こいのぼり作り 乳23日(水) 小26日(土) いずれも午前10時30分~	●親子制作 (こいのぼり作り) 24日(木) 午前10時30分~	●療育事業(音あそび) 25日(金) 午前11時~

★印は事前予約が必要です。※児童館の利用には、年1回登録申請書(押印必要)を提出してください。

子育てを応援します!  
じどうかん・支援施設  
4月の主な催し  
小…小学生対象  
乳…乳幼児対象

# 天ヶ瀬温泉まつり

日時 **4月13日**(日) 午前10時30分～

メイン会場 天瀬公民館前お祭り広場

素人芝居「天ヶ瀬座」公演 会場/天瀬公民館  
 昼の部 午後1時開演  
 夜の部 午後7時開演  
 (午後6時から舞踏ショー)  
**入場無料**



餅まき



ぜんざい接待



塚田ひよっとこ踊り愛好会



- 10:30～ まんぷく屋台
- 12:00～ どんたく隊  
(8:30から天瀬町各地区を練り歩き)  
足湯体験
- 12:30～ 保育園児発表会  
スコップ三味線  
日田げたダンス  
(日田もりあ下駄い)

【問合せ】日田市観光協会天瀬支部 ☎2166

## 市長コラム 坂の上の雲を探して

19

桜の花も綻び、日田の春は真っ盛りです。いよいよ、新年度がスタートします。今年には多くの制度が改正され、国の形や地方自治の在り方が大きく変わろうとしています。消費税率の引上げ、環境・エネルギー問題、アジア等の外交問題など、私たちを取り巻く社会は、正に「変革」の年を迎えています。日田市においても合併10年を迎え、これまでの合併の総括を進めながらも、新たな自治運営改革に取り組むことが求められています。産業振興では日田市の基幹産業である林業・木材産業に、新たな「林業振興ビジョン」の策定・遂行など、地域の個性を生かした戦略的事業をスタートさせます。そして、最大の取組となるのは「日田市自治基本条例」の施行です。これまでの行政主導の自治ではなく、まちづくりの主体は「市民」であるという理念の下、改めて、市民・議会・市長等が共に手を取り合ってまちづくりを行っていくというものです。私の今年の大きな取組として、この「日田市自治基本条例」を市民の皆様と一緒に理解を深めるために、町に出て、皆さんと語り合う時間を多く取っていきたいと考えています。これまでも「いっしょに考えん会」と称し、地域や自治会、団体の方々と話し合いの場を設けてきました。地域振興策や課題解決に向けての話など、多岐にわたりますが、膝を交えて、腹を割った本音の話をするというのは、私にとって生きた現場の声を聴く大切な機会です。都合の付く限り参加する覚悟ですので、どうぞ声を掛けてください。(市役所秘書係まで) このように、大きな「変革」が迫られている時代ですが、百年の大慶に立つ覚悟で、未来につながる新たな自治文化の醸成に向けて取組を進めたいと決意するところです。皆さんと共に、価値ある未来に向けて頑張っていきます。



広報ひたは、資源保護のため古紙再生紙と植物油インキを使用しています。